

議会運営委員会

日 時 平成 28 年 8 月 23 日 (火) 午前 10 時 00 分 ~
場 所 第 3 委員会室

1 議会基本条例の検証及び見直しについて

(1) 前回検証時の持ち越し事項

第 4 章 議会と市長等の関係

第 10 条 (政策執行に対する評価)

今後の方向性について

- ・ 今年度の決算事務事業評価の実施方法
- ・ 条文に基づく政策評価について

第 10 条の 2 (閉会中の文書質問)

現状の課題、問題点等について

- ・ 導入時の経過・課題について
- ・ 他市の事例等

評価、今後の方向性について

- ・ 関連項目：第 13 条 (定例会の回数及び会期)

(2) 検証の実施

- ・ 第 6 章 議会の運営 (第 13 条 - 第 18 条)
- ・ 第 7 章 議員の政治倫理及び待遇等 (第 19 条 - 第 22 条)
- ・ 第 8 章 最高規範性と見直し手続 (第 23 条・第 24 条)

(全体を通じて検証)

- ・ 第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)
- ・ 第 2 章 議会及び議員の活動原則 (第 3 条 - 第 5 条)

2 その他

(1) 次回開催日時

_____月 _____日() _____時 _____分

事務事業評価

日程

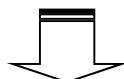
各分科会で決定

担当部・事務事業ごとの評価フロー

(担当部入室)

担当部説明

担当部から説明を受けます。
(事務事業評価資料に基づく)



質討個人
議議評
・・価

評価の判断材料として、説明に対する質疑を行います。
委員の意見を出し合い、自由に討議を行います。
質疑・討議を行いつつ各委員が個人評価を行います。 (個人評価表の記入)



まとめ

個人評価から分科会の評価結果をまとめます。
○評価項目（休止、廃止、継続等）の決定
○評価に至った理由、提案等
※ほぼまとめた段階で、担当部の意見を求めます。

(担当部退室)

事務事業評価表

評価対象事務 事業名								
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--

区分	No.	評価の視点	評価					
目的	1	目的設定は妥当である。						
	2	公的関与の範囲は適切である。 (市がやるべき事業か。)						他の委員の評価
手法・活動実績	3	手法は適切である。						
	4	活動実績は妥当である。						
成果	5	成果の取り方(指標)は適切か。						
	6	十分成果があらわれている。						
コスト・財源	7	コスト削減の余地はない。						
	8	財源は適切である。 (受益者がある場合には、受益者の費用負担は適切か。)						
課題・方向性	9	公平性が評価できる。 (市民受益の範囲は公平か。)						
	10	他事業との類似性、重複はない。						
	11	事業を休止・廃止した場合の影響が大きい。						

★評価は○△×を記入

委員会論点	事前に分科会で整理
-------	-----------

評価	休止 廃止 繼續 (現状維持 改革改善 拡充) その他()
意見 改善点など	

事務事業評価表(案)

評価対象事業名	
---------	--

区分	No.	評価の視点	評価	評価理由
必要性	1	市民ニーズを的確に把握しているか。 目的に照らして事業の必要性はどうか。		
妥当性	2	公的関与の範囲は適切であり、市が行うべき事業であるか。		
効率性	3	事業の手法は適切で、効率的に行われているか。		
費用対効果	4	コストに比して費用対効果は高いか。		
成 果	5	十分成果があらわれているか。		

★評価は○△×を記入

委員会論点	事前に分科会で整理
-------	-----------

評価	1 拡充 2 現状維持 3 見直しの上継続 4 見直しの上縮小 5 休止・廃止・終了 6 その他()	評価結果	2 現状維持
意見改善点など			

閉会中の文書質問の導入時の経過・課題（平成24年9月導入）

導入しようとする目的

ある時点の理事者の方針・考え方を明確にして、市の課題を顕在化することをもって、議会での議論の基礎とする。（議会の議論、決定を適切足らしめるために実施するもの。）

導入検討時の手法案

案1：国会、他事例と同程度（会期中、一般質問の補完）として、これを閉会中に行う。

【メリット】議員個人の意思が發揮されやすい。迅速性がある。

一般質問と同様、会期中のルールとして会議規則に規定する。

案2：独自に、議会意思としての質問を行う。（委員会（議運）等で整理して決定）

【メリット】議会全体の課題共有、重要性が高まる。

議会の機能強化として、議会基本条例で規定する。

結論：案1に基づく閉会中に行う運用案として、議会基本条例で規定整備を行う。

条文：「議員は、閉会中に…」

運用上の主な問題点

法的機能として、議会が意思決定、権限を行使できるのは会期中に限られることから、

会期制を採用している以上、閉会中における市長の応答義務はないと解されている。

住民を代表して行う公式な質問・答弁は、本来会議録として残す必要がある。

一般質問の補完としての運用形態のため、本来の導入目的が認識されにくい。

法的解釈・考え方

市民福祉向上を目的として議会基本条例を制定した経緯を踏まえ、その実現に向けては、地方自治法の範囲内で行う既存の議会活動の枠組みに制限せず、より議会の機能強化を図り、積極的な議会活動を行うべきである。

そのためには、必要な規定を基本条例に位置付けることで、その活動が担保される。

（法で禁止していない限り、条例に規定することで肯定される。）

議会基本条例制定により議会の活動の幅を広げていこうとする動き（栗山町～10年）が全国的に定着してきた中で、現在の取り組みの方向性は、その「検証・見直し」であり、特に法的権限が伴う事項については、その整合性や例規体系等について、問題提起がなされている。

他市の事例等

別紙（62議会抽出）

他自治体の事例からみた類型

根拠	類型	時期	実施主体	条文例	事例
議会基本条例	会規	会期中	議員	議員は、会期中、執行機関等に対し文書で質問することができる。	下関市 他 7 議会
		規定なし		議員は、議長を経由して市長等に対し文書により質問を行うことができる。	四日市市 他 12 議会 (内、通年 4)
		常時		議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書による質問を行うことができる。	伊賀市 他 27 議会
	閉会中	閉会中		議員は、閉会中に議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。	亀岡市 他 4 議会
		規定なし		議会は、市長等執行機関に対し、文書質問を行うことができる。	岸和田市 他 1 議会
		閉会中		議会は、閉会中に市長等に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。	所沢市 他 5 議会

今後の方向性について

- (1) 現状で法的に整合しないまま運用を続けるよりは、この機会に一旦削除して、通年化の検討（議会活性化項目）と合わせて検討を行う。
- (2) 文書質問制度として運用を継続する場合、次の確認事項を踏まえ方法を再検討する。

<確認事項>

導入目的：議会での議論に資するため、一定の事実関係を明確にすること。

実施時期：会期中 / 閉会中 / 常時 / 緊急時（必要と判断するとき）

実施主体：議会 / 議員

規定整備の方向性

実施主体：議員（従来どおり）

・[会期中に限定する場合] 会議規則で規定 類型

・[時期等の運用は柔軟に対応、制度として位置付け] 議会基本条例で規定 類型

条文中「閉会中に」を削除するのみ。（実施期間は運用基準で整備要）

類型・類型は、法的な整合性を考慮し、規定整備の方向性に含めない。

閉会中、一般質問の補完としては、議員から事務局への調査依頼（執行部への照会）等が行われていることにも留意。

実施主体：議会（議会としての質問制度として制度設計）

・[議会機能として制度化、運用は会期中も含め柔軟に対応]

議会基本条例で規定 類型

・[閉会中に行う場合]

議会基本条例で規定 類型 委員会の閉会中審査の活用により機能する。

監査委員の常任委員会への所属について（協議事項）

議員の義務

地方自治法

「議員は、一の常任委員会の委員に所属する。」

（行政実例により、議長に限り例外的に常任委員に所属しないことも認められた。）

H 1.8 改正、常任委員の複数所属可能化

「議員は、少なくとも一の常任委員に就任するものとし、…」

H 2.4 改正、条例委任（法規定の簡素化）

「委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。」

常任委員就任の義務規定は条例委任されているが、1議員1委員会制、複数所属化を可能としてきた立法経緯からみて、議長以外は常任委員就任義務があると解されている。
(標準委員会条例：少なくとも一の常任委員に就任すると規定。)

別紙・全国市議会議長会確認

議員・監査委員の職務権限

- ・議員：未来に向かって効果を及ぼそうとする条例や予算の審査、政策提案等
- ・監査委員：過去に執行された事業の適切性や効果等を監査

報酬の範囲

- ・議員報酬：議員としての職務提供への対価
- ・監査委員の報酬：議会選出監査委員としての職務提供への対価（月額）

これまでの経過・実態から見た問題点

- ・常任委員会出席時の取り扱い
 - 職務ではないため、費用弁償の対象外となる。（傍聴と同様）
 - 行政視察への同行（議員派遣）の根拠が不明確。
- ・議会人事、議会構成の変更に伴う複雑化・不確定性

2月～3月末までの一時的な常任委員就任、監査委員選任同意等



監査委員の職務とは別に、議員としての職務権限の発揮、委員会の機能強化の観点から、監査委員の常任委員就任について再検討してはどうか。

なお、監査委員の職務上の理由から、決算特別委員会や決算常任委員会の委員に選任しない例はあるが、これは一の常任委員に就任する義務には抵触しない。